

公示番号：190012

国名：フィリピン

担当部署：人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

案件名：科学的根拠に基づく薬物依存症治療プログラム導入プロジェクト（インパクト評価のための介入・データ収集デザイン作成）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：インパクト評価のための介入・データ収集デザイン作成
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年4月上旬から2019年7月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.35M/M、現地 2.80M/M、合計 3.15M/M
- (3) 業務日数：
 - 国内準備 4日、現地業務 84日、国内整理 3日
 - 現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月13日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型）>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>) をご覧ください。
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年3月26(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 20点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 36点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 4点
 - ③語学力 20点

④その他学位、資格等

16 点
(計 100 点)

類似業務	インパクト評価（保健分野が望ましい）に係る各種業務
対象国／類似地域	フィリピン／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

フィリピンでは、2016 年に就任したドゥテルテ大統領が最優先課題として薬物対策に取り組んでおり、徹底的な取り締まり強化により、100 万人以上が自首し治療や社会的サポートを求めていると報道されている。一方で、フィリピン全国で保健省認可を受けた既存の薬物依存症治療施設(Treatment and Rehabilitation Centre; TRC)は 42 施設だが、入所者の急増により受け入れが追いつかず、治療サービスの質の担保が十分になされない状況が続いている。フィリピン保健省が管轄する 14 か所の TRC では、従来よりセラピューティック・コミュニティ（TC）をベースとした住み込み式の治療サービスが提供されており、薬物依存症患者は 6 か月～1 年程度の期間、他の患者と寝食を共にする形で治療を受けている。しかしながら、その治療効果についてはこれまでのところ科学的に実証されていない。

上記の状況に鑑み、JICA は、フィリピン保健省管轄の TRC での治療プログラムの改善を目指した技術協力プロジェクト「科学的根拠に基づく薬物依存症治療プログラム導入プロジェクト」（以下、「プロジェクト」）を 2017 年 12 月に開始した。プロジェクトは、現政権の重点政策である違法薬物対策分野において、公衆衛生アプローチにより薬物依存症治療プログラムの強化を図るものである。

プロジェクトでは、新たな薬物依存症治療プログラムである Intensive Treatment and Rehabilitation Program for Residential TRCs (INTREPRET) の開発に取り組み、これを TRC に導入すべく、2019 年度半ばから 3 か所のパイロットサイト（ビクタン TRC、タガイタイ TRC、もう 1 か所は現段階では未定）に試験的に導入し、同時に同プログラムの効果測定のためのデータ収集を開始する予定である。これまで、フィリピン保健省が設置したプロジェクトの研究作業委員会（RWG）の会合で議論を重ねた結果、効果実証は、患者を INTREPRET 実施の介入群と従来の治療プログラム実施の対照群に分けるランダム化試験により行うことが合意された。また、患者からのデータ収集は（1）TRC 入所直後、（2）TRC 退所直前、（3）TRC 退所数ヶ月後－を行うことについても合意を得ている。実際のパイロットサイトでの治療プログラム実施管理とデータ収集作業は、ローカルコンサルタントに委託して進められる予定である。データ収集に用いる質問紙一式は、国内支援委員会研究部会メンバーの支援を受けて既に完成しており、データ収集に含める患者の適格基準と目標サンプル数についても、本業務従事者派遣前までには確定する予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトチームの一員として、プロジェクトのカウンターパート（以下、「C/P」）機関である保健省、および3カ所のパイロットサイトの関係者を主要関係者として活動する。プロジェクト長期専門家（チーフアドバイザー、業務調整）と国内支援委員会研究部会メンバーと密に連携しながら、INTREPRETの効果測定のためのデータ収集の準備作業を進める。研究部会メンバーの1人が2019年4月中旬から2週間ほど現地入りする予定であるので、本業務従事者の現地業務開始時は同メンバーから助言を受けながら業務を進める。

具体的な業務内容は以下のとおり。

1) 国内準備期間（2019年4月上旬）

- ① これまでのRWG会合の議事録と配布資料、質問紙と現時点で完成している各種データ収集ツール、INTREPRET関連文書、業務に関連するプロジェクト文書を精査し、現状を把握・分析する。
- ② JICA人間開発部を通して国内支援委員会研究メンバーとの打ち合わせを設定し、業務内容案を作成し、説明する。併せて必要な情報とメンバーの意向の聞き取りを行う。
- ③ JICA人間開発部と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ④ ワークプラン（英文）を作成しJICA人間開発部による確認ののち提出する。併せて、フィリピン事務所にもデータを送付する。

2) 現地業務期間（2019年4月中旬～2019年7月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICAフィリピン事務所、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。また、チーフアドバイザーと現地入りした国内支援委員会研究メンバー（既述）、C/Pからプロジェクトの研究コンポーネントの現状と留意点について情報収集する。
- ② これまでにプロジェクトが実施したTRCの患者調査の結果、その他の既存の資料、3カ所のパイロットサイト訪問から、それぞれのTRCでの治療サービスについて、以下を可能な限り定量的かつ具体的に把握する。
 - ア) 患者の内訳（性別、未成年者、刑務所からの移送者など、データ収集に含める患者の適格基準を考慮しながら必要な調査項目を決定。ただし、調査は既存の資料やデータに基づいて可能な範囲で行い、質問紙を使った一次データ収集は行わない。）
 - イ) 患者が寝泊まりする複数のドミトリーの物理的な配置と各ドミトリーの患者の内訳
 - ウ) ドミトリーを途中で移動する場合の有無と、ある場合はその要因と条件
 - エ) 新規患者のTRCへの入所手続き（誰がどのようなフォームを使って登録、アセスメント、患者情報記録を行い、入所するドミトリーを決定するかなど）
 - オ) 患者の1週間のスケジュールと、その中で現在実施されている治療プログラムの概要
 - カ) 上記の治療プログラムのファシリテーター配置（具体的なスタッフ名と職位）と患者のグループ分け（どのドミトリーの入所者からどのようにグループが形成されるか）

- キ) 患者の退所決定と、退所までの手続き（誰が退所を決めて、他の患者とどのように区別され、退所前にどのようなプログラムに参加、どのような書類を記入、連絡先をどのように管理するかなど）
 - ク) その他、INTREPRET パイロット試験とデータ収集の詳細デザイン作成に必要と考えられる項目
- ③ 同様に、3カ所のパイロットサイトそれぞれで、TRC 退所者を対象に実施されているアフターケアプログラムについて、以下を可能な限り定量的かつ具体的に把握する。
- ア) アフターケアプログラム実施スケジュールとプログラムの内容
 - イ) アフターケアプログラム対象者の管理方法（使っている台帳など）
 - ウ) 参加者と参加していない人の内訳と、参加していない人への具体的な TRC の対応
 - エ) アフターケアプログラム参加記録の管理方法
 - オ) 参加者への尿検査実施のルールと手順、結果の記録方法
 - カ) その他、INTREPRET パイロット試験とデータ収集の詳細デザイン作成に必要と考えられる項目
- ④ 上記の調査結果、データ収集に含める患者の適格基準、目標サンプル数を考慮して、TRC 内で効果実証のために患者を介入群と対照群に振り分けて治療を行う具体的な方法と、データ収集の手順について検討する。
- ⑤ 上記、②、③、④の結果を、INTREPRET 効果実証のための介入とデータ収集デザイン案（英文）としてとりまとめ、チーフアドバイザーと国内支援委員会研究部会の承認を得る。また、同提案書を RWG 会合で報告し、C/P の合意を得る。
- ⑥ 3カ所のパイロットサイトで、上記の提案書の内容を関係者に説明し、INTREPRET パイロット実施とデータ収集の実施体制を整備することへの合意を得る。
- ⑦ 上記の提案書の内容をふまえて、実際の治療プログラム実施とデータ収集を管理するローカルコンサルタントが具体的に行う手順を詳述した、治療プログラム実施とデータ収集手順書（英文）を作成し、C/P とチーフアドバイザー、国内支援委員会研究部会の承認を得る。
- ⑧ チーフアドバイザーと相談しながら、データ収集に必要な各種マネジメントツールの作成を支援する。ただし、質問紙などの研究のコアとなるツールについては既に完成しているため、ここで求められるツールは、調査参加者の台帳、尿検査結果の台帳など、主としてデータ収集のマネジメント部分に関するものとする。
- ⑨ 治療プログラム実施とデータ収集を管理するローカルコンサルタントを調達する準備作業として、ローカルコンサルタントの TOR 作成を支援する。
- ⑩ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑪ JICA フィリピン事務所に現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

3) 国内整理期間（2019年7月中旬）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文 3 部（JICA 人間開発部、JICA フィリピン事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(2) 現地業務結果報告書

派遣終了時に提出し、報告する。

提出部数は以下のとおり。

英文 3 部（JICA 人間開発部、JICA フィリピン事務所、C/P 機関へ各 1 部）

(3) 専門家業務完了報告書（和文 3 部、（別添は一部英文））

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を 2019 年 7 月中旬までに JICA 人間開発部及びフィリピン事務所に提出し、報告する。C/P の合意を得たのちに INTREPRET 効果実証のための介入とデータ収集デザイン案（英文）、治療プログラム実施とデータ収集手順書（英文）については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒マニラ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地業務日程は 2019 年 4 月 14 日～2019 年 7 月 6 日（84 日）を予定しています。ただし、この日程は C/P 機関の都合などにより数日程度前後する可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームは以下のとおりです（本業務の現地業務機関に派遣されている長期専門家のみ）。

ア) チーフアドバイザー

イ) 業務調整

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動にかかる車両の提供
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクト専門家チームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクト専門家オフィス内に執務スペース提供（ネットは使用できませんが、回線の状況は不安定な場合があります。）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当 JICA 人間開発部保健第二グループ（TEL:03-5226-8378）にて配布します。

- ・ R/D, PDM 等のプロジェクト基本文書
- ・ RWG 会合の議事録と配布資料（一部）
- ・ INTREPRET 関連文書

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica. go. jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 事業や介入の実施効果を定量的に測定するための調査デザイン作成・データ収集管理に関する知識・業務経験を有することが望ましいです（保健分野が望ましい）。ただし、学士課程や修士課程の学生としての講義受講や研究経験は、筆頭著者で査読付き英文ジャーナルに掲載された研究以外は類似経験として見なしません。また、コンサルタントとしての途上国フィールドでの調査分析業務（必ずしも定量調査である必要はありません）の経験は必須です。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、

現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上